

平成 25 年 2 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武

平成 25 年度税制改正について

去る1月24日、平成25年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）が決定されましたので、平成25年度税制改正についてご報告申し上げます。

本会は、平成24年8月、25項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制に対する意見」として取りまとめ、うち16項目を「医療に関する税制改正要望 重点項目」として、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望して参りました。

以来、各都道府県医師会、各郡市区医師会の強力なご支援ご協力を賜りながら、要望の実現に向けて鋭意努力を重ねて参りました。

御陰様にて、主に下記の事項が実現することとなりました。

事業税非課税措置・軽減措置につきましては、26年度以降の検討課題とされ、ひとまず平成25年度税制改正では継続されることとなりました。

また、四段階制につきましては、小規模医療機関の事務負担軽減という制度趣旨に沿った見直しとして、新たな適用要件が追加され、医業収入が7千万円超の場合は適用対象外となりましたが、その影響は、本会が実施した実態調査の結果を踏まえすと、極めて限定的なものにとどまるものと考えております。

そして、医療機関の控除対象外消費税問題につきましては、「医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう」、「医療関係者、保険者等の意見も踏まえ」、「税制調査会において課税のあり方等について検討し結論を得ることが検討課題として明記されことは評価しております。

これは、ひとえに、各都道府県医師会及び各郡市区医師会のご支援・ご協力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

詳細につきましては、別添資料をご参照お願い申し上げます。

記

一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
 - ・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。

二 制度の縮減等

- (1) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。

三 適用期限の延長等

- (1) 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長。

四 検討課題

- (1) 医療に係る消費税の課税のあり方の検討。

[添付資料]

平成25年度 税制改正大綱(自由民主党・公明党)における要望実現項目

(平成25年2月 日本医師会)

平成25年度 税制改正大綱

(平成25年1月24日 自由民主党・公明党)

平成 25 年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党） における要望実現項目

平成 25 年 2 月
(社) 日本医師会

[重点項目 P]は、「平成 25 年度医療に関する税制改正要望 重点項目」に掲載された P 番号

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
(事業税)

[重点項目 P . 3]

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【税制改正大綱 92 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：事業税の標準税率（地方法人特別税との合算税率（*1））

| 区 分 | 普通法人 | 特別法人(医療法人)(* 2) |
|------------------------|--------|-------------------|
| 所得 400 万円以下の金額 | 4.887% | 4.887% |
| 所得 400 万円超 800 万円以下の金額 | 7.24% | 6.516% |
| 所得 800 万円超の金額 | 9.593% | 6.516% |

* 1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

二 制度の縮減等

(1) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置） （所得税・法人税）

[重点項目 P . 1 1]

社会保険診療報酬の所得計算の特例について、次の措置を講ずる(法人税についても同様とする。)。

適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外する。

(注)上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う規定の整備を行う。

【税制改正大綱 37 頁 記載】

(参考) 社会保険診療収入が 5,000 万円以下の場合の所得計算の特例措置（現行）

| (社会保険診療報酬の金額) | (概算経費率) |
|-------------------------|-----------|
| 2,500 万円以下の金額 | 72% |
| 2,500 万円超 3,000 万円以下の金額 | 70% |
| 3,000 万円超 4,000 万円以下の金額 | 62% |
| 4,000 万円超 5,000 万円以下の金額 | 57% |

三 適用期限の延長等

(1) 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長。 （所得税・法人税）

[重点項目 P . 9]

医療用機器等の特別償却制度について、対象機器等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)。

【税制改正大綱 73 頁 記載】

(参考) 医療用機器の特別償却率(現行)

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 医療用機器の特別償却率 | |
| 以外の医療用機器(注1) | 12% |
| 医療の安全確保に資する医療用機器(注2) | 16% |

| | |
|-----------------|---------|
| (2) 適用対象となる取得価額 | |
| (1) の医療用機器 | 500万円以上 |
| (1) の医療用機器 | 規定なし |

(注1)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

(注2)

- ・医療に係る事故を防止する機能を有する人工呼吸器その他の医療の安全の確保に著しく資する機械及び装置並びに器具及び備品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

<対象機器>人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置

四 検討課題

(1) 医療に係る消費税の課税のあり方の検討。

(消費税)

[重点項目P.2]

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

【税制改正大綱90頁 記載】

以上